

## 動物実験施設運営委員会規程

(設置)

第1条 神戸薬科大学に動物実験施設運営委員会(以下「委員会」という)をおく。

(目的)

第2条 委員会は、動物実験施設(以下「施設」という)運営の円滑化、ならびに衛生管理を目的とし、良質の実験動物の飼育管理を行うことにより、生命科学の研究・教育の推進に寄与する。

(任務)

第3条 委員会は次の各号に掲げる任務を行う。

- 1 施設の運営の大綱および方針に関する事項
- 2 施設の前算案に関する事項
- 3 施設の管理運営規則および利用規則等に関する事項
- 4 施設の衛生管理に関する事項
- 5 その他、施設運営上必要と認めた事項

(構成)

第4条 委員会は委員長および下記の委員から構成され、委員長は教授会にて選出する。

(1) 専任教員5名

(2) 事務局長

- 2 委員は委員長の意見を聞き学長が委嘱する。
- 3 委員は同一研究室より1名とする。
- 4 前項の規程にかかわらず、委員会が必要と認めた時は、他の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員長は動物実験倫理委員会の委員長を兼任することはできない。
- 6 委員長および委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議録)

第7条 委員会には決議録を備え、その作成は委員会が行い、委員長が保管する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は委員会の議を経て、教授会の承認を得ることを必要とする。

附 則

この規程は、昭和54年5月24日から施行する。

昭和59年7月26日改正

平成5年4月1日改正

平成6年3月10日改正 第4条

平成6年4月1日改正 大学名称変更

平成8年4月1日改正 施設名称・委員会名変更